

## 記入上の注意

この教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書は、入所を希望する児童1人につき1部必要です。  
記入の際は次の点に注意し、大船渡市役所子ども課の窓口へ提出してください。

- 1 「申込区分」の欄は、新年度の利用申込にあたって、現在入所している施設の継続利用を希望する場合は「継続（同施設）」、現在入所している施設とは異なる施設への入所を希望する場合は「継続（転園）」にチェック（☑）してください。
- 2 「保護者（申請者）」欄の電話番号については、問い合わせに対応できる優先順に記入してください。
- 3 「利用を希望する施設名」の欄は、希望する順位に従い施設名を記入するとともに、その施設を希望する理由（例えば、既に兄弟姉妹が利用しているため、一時預かりを利用しているため、距離が近い等）を記入してください。
- 4 「児童の世帯員」の欄については、同居している親族等の全員（世帯分離している方を含む）及び別居している申込児童の兄弟姉妹について記入してください。また、世帯員のうち18歳以上の方は、保育料算定等に必要課税状況等の確認を行うため、「課税状況等調査承諾欄」へ押印してください。
- 5 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

(1) 就労	日常の家事以外の仕事をしている場合（月48時間以上が条件）
(2) 求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（就労内定を含む）
(3) 育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合
(4) 妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合（産前・産後各8週）
(5) 就学	学校または職業訓練校に在学している場合
(6) 病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合
(7) 病人の看護等	同居の親族（長期間入院等をしている方も含む）を介護または看護している場合
(8) 災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合
(9) 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合
(10) その他	上記に類する状態にある場合

※ 保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている方）が上記のいずれかの事情にある場合です。

### （留意事項）

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知ください。

### 問い合わせ先

大船渡市役所 子ども課 保育係（Tel.27-3111／内線192）